



# クルーズ旅行取消費用補償特約 [オプション]

海外旅行保険

AIG損保

# クルーズ旅行をお申し込みの際には、 海外旅行保険に 「クルーズ旅行取消費用補償特約」を セットしてお申し込みください。

## ■こんなときにお役にたちます

被保険者(保険の補償を受けられる方)や被保険者の同室予約者の親族が亡くなった、または居住している建物が火災に遭われたなどの理由により、被保険者が予定していたクルーズ船に搭乗する旅行をキャンセルし出国を中止したため、被保険者が旅行会社に支払う取消料、違約料および渡航手続きに要した査証料などの費用をお支払いします。

(詳しくは、裏面「クルーズ旅行取消費用補償特約の概要」をご覧ください。)

## ■対象となる旅行

旅行行程のうち、3泊以上のクルーズを含む海外の企画旅行で、船舶内の定員4名以下の客室に宿泊する旅行が対象となります。

## ■保険金額・保険料表(クルーズ旅行取消費用補償特約)

保険金額に関しては、旅行代金を目安として下段の保険金額・保険料表よりお選びください。

タイプ	保険金額(責任限度額)	保険料	タイプ	保険金額(責任限度額)	保険料
A	20万円	7,000円	K	80万円	27,980円
B	25万円	8,750円	L	90万円	31,480円
C	30万円	10,490円	M	100万円	34,980円
D	35万円	12,240円	N	120万円	41,980円
E	40万円	13,990円	P	140万円	48,970円
F	45万円	15,740円	Q	160万円	55,970円
G	50万円	17,490円	R	180万円	62,960円
H	60万円	20,990円	S	200万円	69,960円
J	70万円	24,490円			

ご希望のタイプをお選びいただき、申込書の「クルーズ旅行取消費用」欄の該当タイプに○印をおつけください。該当タイプが申込書にない場合は、空欄に該当タイプのアルファベットをご記入のうえ、○印をおつけください。ここに記載のない保険金額を希望される場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

裏面もご確認ください。

# クルーズ旅行取消費用補償特約の概要

- このクルーズ旅行取消費用補償特約は、海外旅行保険(傷害死亡保険金支払特約および傷害後遺障害保険金支払特約を含む場合に限ります。)にセットしてお引き受けします。この特約のみのお引き受けはできませんのでご了承ください。
- ここに記載されている事項は、この特約の概要を記載したもので、詳細につきましては、別途お渡しする約款にてご確認ください。
- ここに記載されていないその他の特約につきましては、重要事項説明書に記載の概要をご覧ください。
- 保険契約解約のご注意  
本特約の責任期間は、保険証券記載の契約日の翌日午前0時に始まります。保険期間開始前に解約される場合は、クルーズ旅行取消費用補償特約の保険料は返還しません。

## クルーズ旅行取消費用補償特約

被保険者が次のいずれかに該当し、出国を中止した場合に、ご契約者、被保険者またはその法定相続人が負担した費用をお支払いします。(ご契約の保険金額限度)

- ①被保険者、同室予約者(※1)またはこれらの方の配偶者もしくは3親等以内の親族が亡くなった場合または危篤になった場合
- ②被保険者、同室予約者(※1)またはこれらの方の配偶者もしくは2親等以内の親族がケガまたは病気を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が継続して被保険者および同室予約者(※1)については3日以上、その他の方については7日以上に及んだ場合に限ります。
- ③被保険者または同室予約者(※1)の居住する建物またはこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害を受け、その損害額が100万円以上となった場合
  - 火災、落雷、破裂または爆発
  - 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等の水災、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災
  - 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ④被保険者または同室予約者(※1)が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所へ出頭する場合
- ⑤被保険者または同室予約者(※1)がケガまたは病気を直接の原因として治療を受け、医師の指示により出国を中止した場合
- ⑥被保険者に対して災害対策基本法第60条または第61条に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- (※1)被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ、被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している方をいいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。

### 【お支払いする保険金】

次の費用の額をお支払いします。

- 取消料、違約料等(※2)
- 渡航手続費(※3)

(※2)保険者が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等または旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用をいいます。

(※3)旅券印紙代、査証料、予防接種料等の渡航手続費として、被保険者が出国を中止したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用をいいます。ただし、出国を中止した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。

(注1)既に被保険者が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は、前記の費用には含まれません。

①次の事由によって「保険金をお支払いする主な場合」の①、②、③または⑤のいずれかに該当したことにより負担した費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転(「保険金をお支払いする主な場合」の③には適用されません。)
- 戦争・革命・内乱
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 放射線照射・放射能汚染

②むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(注2)保険料領収前または契約日以前に「保険金をお支払いする主な場合」のいずれかに該当していたためまたは「保険金をお支払いする主な場合」の①、②もしくは⑤の原因(死亡、危篤、入院、医師の指示による出国中止の原因となったケガの発生もしくは病気の発病をいいます)が生じていたため負担した費用に対しては、保険金をお支払いしません。

## 保険金を お支払いする 主な場合

## 保険金を お支払いしない 主な場合

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門 4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>

